

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、健全な経営と持続的成長を目指し、業務の適正性を確保するための体制整備に取り組んでおります。

法令や社会規範を守り、業務を有効かつ効率的に行い、財務報告の信頼性を確保しながら、取締役会を戦略決定機関および業務監督機関と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。当社は、平成28年6月15日開催の第69回定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しました。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することで取締役会の監督機能と経営の透明性の一層の強化を図っております。取締役会での実質的な議論を深めるために、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は10名以内と定め、また、成果主義を徹底するため取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員(監査等委員である取締役を除く)の任期を1年としております。監査等委員である取締役の員数は、5名以内と定めております。

また、内部監査部門は業務執行の適法性・妥当性・効率性および想定される経営上のリスクについて、業務監査を実施しております。

子会社の経営については、社内規程を定め、一定の権限を与え機動性を確保するとともに、業務の適正性確保と効率性の遂行を実施しております。

2) 基本方針

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

a. 補充原則4-11-3(取締役会の実効性確保のための前提条件)

■取締役会の自己評価

平成28年6月15日の定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しました。社外取締役を2名とし、取締役会での協議・議論や会議の運営など取締役会の実効性確保に努めています。今後、取締役会全体の実効性の分析・評価の方法や仕組みの検討を行っていき、その開示内容についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

a. 原則1-4(いわゆる政策保有株式)

■政策保有株式

当社および子会社は事業の維持、拡大、持続的発展のために上場会社の株式を取得、保有する場合があります。その際は、取得する主管部署を定め、投資先の経営状況や投資採算を検討し取締役会等にて取得を決定しております。

保有した株式については、毎年、取得・保有意義や投資採算等の経済的合理性を検証し、取締役会等の決議を経て資産の入替を行っております。

なお、上場株式の取得、処分に関しては、インサイダー取引規制を遵守しております。また、保有した株式に係る議決権行使については、投資先企業の経営方針を尊重しながら、企業価値増大を期待できるかどうかの視点に立ち、必要な検討を経て判断した上で、適切に議決権を行使します。

b. 原則1-7(関連当事者間の取引)

■関連当事者間の取引に係る適切な手続き

当社と取締役・執行役員との競業取引および利益相反取引につきましては、法令および「取締役会規程」により、取締役会における承認を得ることとし、当該取引を行った場合は、その取引に関する事実を取締役会に報告することとしております。

また、当社と主要株主との取引におきましては、一般取引条件と同様に決定しております。本報告書の「I. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」および有価証券報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況【関連当事者情報】」を併せてご参照下さい。

c. 原則3-1(i) (情報開示の充実)

■企業理念、経営戦略および経営計画

企業理念・コーポレートスローガン・経営方針を策定し、ホームページに公表しておりますので、ご参照下さい。(http://www.chori.co.jp/company/riren.html)

また、中期経営計画につきましても、ホームページに公表しておりますので、ご参照下さい。(http://www.chori.co.jp/company/plan.html)

d. 原則3-1(ii) (情報開示の充実)

■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

e. 原則3-1(iii) (情報開示の充実)

■報酬の決定方針・手続

取締役・執行役員の報酬は、基本報酬と賞与の2種類としております。基本報酬については各取締役・執行役員が担当する役割に基づくものと、賞与については連結の業績並びに中期経営計画の実行状況や担当事業の業績を勘案し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議によって決定しております。なお、平成28年6月15日開催の第69回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額は年額3億円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬総額は年額1億円以内とご承認をいただいております。

f. 原則3-1(iv) (情報開示の充実)

■取締役候補の選任方針・手続

(1)取締役候補の選任方針・手続

取締役会は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、多様な視点、経験、スキルを持ったメンバーにより構成されております。監査等委員である社外取締役については、有効な監督機能を発揮するため、高い独立性が確保されております。さらに、当社が属する商社業界に一定の知見を有することも期待されます。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の指名については、代表取締役社長が取締役会に提案し、取締役会決議をもって株主総会議案として提出しております。また、監査等委員である取締役候補者の指名については、代表取締役社長が取締役会に提案し、監査等委員会の同意を得た上で、株主総会議案として提出しております。

(2)執行役員の選任方針・手続

執行役員は、当社の業務執行の責任者と定めており、代表取締役社長が候補者を取締役会に提案し、その決議をもって選任しております。

g. 原則3-1(v) (情報開示の充実)

■取締役候補者の個々の選任・指名理由

取締役候補者の選任理由につきましては、平成28年6月15日開催の第69回定時株主総会より全取締役の選任理由を「株主総会の招集ご通知」の参考書類に記載しておりますので、ご参照下さい。

h. 補充原則4-1-1(取締役会の役割・責務)

■取締役会の役割・責務

取締役会を戦略決定機関および業務監督機関と位置付け、「取締役会規程」を定め、取締役会の責務、運営および決議事項、並びに取締役の責務を明確にしております。監査等委員会設置会社への移行と同時に定款を変更し、迅速な業務執行のため取締役会から取締役に業務執行の決定を委任できるようにしました。取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員の権限の範囲については、「権限規程」にて明確に定めております。

i. 原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)

■独立社外取締役の員数

平成28年6月15日開催の第69回定時株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である独立社外取締役2名を選任しております。

j. 原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

■独立社外取締役の独立性判断基準および資質

会社法上の要件に加えて、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係、その他の利害関係がないことで独立性を判断しております。

k. 補充原則4-11-1(取締役会の実効性確保のための前提条件)

■取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続

取締役会は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、多様な視点・経験・スキルを持ったメンバーにより構成されております。

現在の経営規模に鑑み、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数の上限を10名、監査等委員である取締役の員数の上限を5名と定款に定め、現時点での取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名であり、監査等委員である取締役は3名(内、2名は社外取締役)を選任しております。

それぞれの取締役の主な経歴については、「有価証券報告書」および「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しておりますので、ご参照下さい。

l. 補充原則4-11-2(取締役会の実効性確保のための前提条件)

■社外取締役の兼任状況

取締役およびその候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、「有価証券報告書」に記載しておりますのでご参照下さい。

m. 補充原則4-14-2(取締役のトレーニング)

■取締役に対するトレーニング方針

取締役の役割・責務を適切に果たすためのトレーニング機会の提供を基本方針としております。毎年開催される社内役員研修では、専門家による講義や研修を行っております。また、新任役員研修、経済団体等が主催する外部のセミナーへの参加の機会も設けております。

n. 原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

■株主との建設的な対話に関する方針

(1)情報取扱責任者として指定された役員がIR・広報関連を統括し、担当部署である経営政策部および関連部署と連携して、株主・投資家への情報発信に取組んでおります。

(2)対話を補助する社内の関連部署は、建設的な対話の実現に向けて、開示資料の作成や必要な情報の共有など積極的に連携を取りながら業務を行っております。

(3)個別面談以外の対話の手段

・株主総会

株主総会は株主に対する説明責任を果たす場として、株主総会の中では株主からの質問に対して丁寧に対応し、意見に対しても主旨を理解するように努めております。

なお、中期経営計画等の重要な経営情報等の発表があった場合、定時株主総会終了後に株主懇談会を開催するなど、当社の現状を報告するとともに、株主から広く意見を聴取しております。

・個人投資家

個人投資家を対象としたIRフェアや個人投資家説明会に代表取締役社長をはじめとする経営陣幹部が参加し、個人株主との対話を推進しております。

・機関投資家

機関投資家に対しては、中間期・通期の決算発表終了後に、代表取締役社長をはじめとする経営陣幹部による決算説明会を開催し、決算内容を報告するとともに、様々な質問に対応し、意見を聴取しております。また、IR・広報担当部署が機関投資家に個別訪問や説明を実施しております。

(4)フィードバック

対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告などにより、取締役・経営陣幹部及び関係部署にフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。

(5)「インサイダー取引防止規程」を遵守し、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	12,967,310	51.25
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インタリンシツク オポチュニティズ ファンド	1,434,500	5.67
インタートラストトラスティーズ(ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティーズ アズトラスティー オブ ジャパン アップ	708,200	2.80
株式会社ワコール	548,890	2.17
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	464,700	1.84
ノーザントラスト カンパニー エイブイエフシー リ ファイデリティ ファンズ	406,100	1.60
インタートラストトラスティーズ ケイマン リミテッド アズトラスティー オブ ジャパン アップ ユニツトトラスト	300,000	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	290,700	1.15
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	238,700	0.94
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	228,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	東レ株式会社 (上場:東京) (コード) 3402

補足説明 更新

上記のほか当社所有の自己株式787,708株(3.11%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の営業取引においてその大半は、親会社等の企業グループに属していない企業との取引となっており、また、当社の事業展開に当っては、当社独自の意思決定に基づき実行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

東レ株式会社は当社議決権の52.97%を所有している親会社であります。当社の中核事業である繊維事業および化学製品事業の国内外における、情報収集力や販売力と、同社の素材開発力の連携強化で相乗効果を生み出し、両社の企業価値を高めるよう目指しております。東レグループに属することにより、市場動向や事業環境の把握、信用力の向上等グループメリットを享受しております。

当社の役職員については、1名の業務を執行しない取締役(監査等委員である取締役)を除き、親会社等の企業グループの役職員を兼務している者はありませんし、出向者の受け入れもありません。また、当社は独自の経営計画を策定し、その実行による事業展開を図っております。これらのことから、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
枡田 章吾	他の会社の出身者		○	△				○	○			
下河邊 和彦	弁護士											
奈良 道博	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
枡田 章吾			——	東レ株式会社の専務取締役関連事業本部長であり、同社の経理部長、関連事業本部長補佐、関連事業本部副本部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
下河邊 和彦	○	○	——	下河邊和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断し、独立役員として選任しております。また、同氏は弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
奈良 道博	○	○	——	奈良道博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断し、独立役員として

選任しております。また、同氏は弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に對して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務遂行を支援するため監査等委員会に専属のスタッフを配属しております。監査等委員会に所属するスタッフは、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、人事異動・評価等は監査等委員会の事前協議のもとに行うものとして、業務執行部門からの独立性と監査等委員会のスタッフに対する指示の実効性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1) 監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会は会計監査人と期初に監査計画、監査重点項目の打合せを行い、四半期ごとに監査実施結果等につき説明を受けるほか、必要に応じ会合を開催し、情報や意見交換を行います。また、会計監査人が実施する監査への立会いやその講評会に出席し、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての説明を受けるなど、会計監査人との連携により効率的かつ充実した監査につなげております。

2) 内部監査部門と監査等委員会の連携状況

監査等委員会は業務監査部が実施する監査について定期的に報告を受け、各部門及び子会社の業務執行状況を確認するとともに、監査等委員会が実施する監査結果を業務監査部に通知し、意見交換を行います。また、必要に応じて業務監査部に情報の提供や調査の依頼など緊密な連携により効率的な監査を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬額については、現在の報酬限度内で会社の業績等を総合的に考慮の上、成果主義に基づき支給額を決定しておりますが、今後インセンティブ導入についても検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期の取締役報酬は延べ11名に対し、基本報酬180百万円、賞与36百万円の総額216百万円を支給いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役・執行役員の報酬は、基本報酬と賞与の2種類としております。基本報酬については各取締役・執行役員が担当する役割に基づくものと、賞与については連結の業績並びに中期経営計画の実行状況や担当事業の業績を勘案し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議によって決定しております。なお、平成28年6月15日開催の第69回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額は年額3億円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬総額は年額1億円以内とご承認をいただいております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会(社外取締役2名を含む)を補助する専任スタッフを設置し、監査等委員である取締役の業務の遂行をサポートする体制としております。また、社外取締役に對し、取締役会ははじめ重要な会議に提案される資料は会議体事務局より事前に配付され、必要に応じ事前説明が行われます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会を戦略決定機関および業務監督機関と位置づけ、業務執行責任の明確化を図るため平成13年6月に執行役員制度を導入しております。業務執行、監査・監督の概要につきましては巻末に図示した通りであります。

1. 取締役および執行役員の状況

取締役(監査等委員である取締役を除く)7名、監査等委員である取締役3名(うち、2名は社外取締役)、執行役員11名(うち、6名は取締役(監査等委員である取締役を除く)との兼務)であります。成果主義を徹底するため取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の任期を1年としております。なお当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨および取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

2. 執行役員会

業務執行における審議及び業務執行上の重要情報・意見の交換を行う機関として設置しており、執行役員及び取締役会で承認された者で構成されています。

3. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名のうち2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、営業部門および管理部門の責任者との面談等を通して、重要事項に関する経営の意思決定(その過程を含む)と、各取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員の職務遂行の適正性を十分に監査・監督できる体制としております。

4. 内部監査

内部監査については業務執行の適法性・妥当性・効率性および想定される経営上のリスクについて、業務監査部のほか内部監査チームが連携をとりながら、業務監査を実施しております。

5. 会計監査

当社は会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

6. 法令遵守委員会

社長を委員長とし、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員等13名で構成された法令遵守委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、必要に応じ、その結果を取締役会および執行役員会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

平成28年6月15日開催の第69回定時株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行しました。取締役(監査等委員である取締役を含む)は、各々取締役会の構成員としてその意思決定・職務執行の監督状況等について自由で独立した立場で職務を遂行しております。また、取締役会にて十分かつ活発な討議・審議を行う体制を構築しております。更に、監査等委員である社外取締役2名により、社外の視点で業務執行状況の適法性・妥当性について客観的・合理的な監査を行っており、当社の経営監督機能を十分に果たしていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避した日程の設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月の定時株主総会より議決権行使の電子化を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象としたIRフェア等に参加し、会社の現状等を説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・中間期末の決算発表終了後にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信（ハイライト情報を含む）、適時開示情報、アナリスト・機関投資家向けの説明会資料、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営政策部内にIR・広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針に明示しているほか、行動マニュアルを制定し研修等を通じて社内への周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、環境マネジメントシステムの確立と構造的改善ならびに社員全員への教育・啓発活動に務めているほか、ISO14001認証を取得、その維持改善活動に務めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを定め、情報開示の基本姿勢をホームページを通じて開示しております。
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社は、「人的基盤強化」を中期経営計画の基本戦略の1つとして位置付け、女性の育成・登用についてもその一環として推進しています。2014年度は当社初の女性役員が誕生しましたが、今後更に女性の活躍の場を広げるべく、2014年度より次の取り組みを開始しております。 【主な取り組み】 (1) 女性基幹職・特定職向けの意識改革研修の実施 (2) 管理職向け女性活用マネジメント研修の実施 (3) 両立支援制度の充実 また、女性活躍の阻害要因である残業問題について、さらに効率的な働き方にシフトするため、原則週一回のノー残業デー設置、および業務効率化運動の継続実施など、風土改革にも取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」

当社および子会社（以下「当社グループ」という。）は、健全な経営と持続的成長を目指し、業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、当社グループの業容や取り巻く環境の変化に対応して見直し、改善を図るものとする。

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業行動指針」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規定を制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の行動規範とする。
- ・企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。
- ・当社グループの取締役・執行役員および使用人へコンプライアンスの周知徹底を図るため、管理系部署が連携して、コンプライアンス研修および教育研修等を行う。
- ・社長を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を審議し、必要に応じその結果を取締役会および執行役員会に報告する。
- ・各業務担当取締役・執行役員は、各業務固有の当社グループのコンプライアンスを分析し、その対策を具体化する。
- ・「内部統制規程」に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を確立し運用する。
- ・業務監査部は「業務監査規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスの状況等を監査し、その活動を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告する。
- ・使用人が法令遵守委員会、顧問法律事務所の担当弁護士、労働組合および監査等委員会に直接情報提供することを可能とする「連絡制度」を設置するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ・法令・定款・社内規程違反行為については、「懲罰委員会」の審議を経て、取締役会および執行役員会にて具体的な処分を決定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・経営意思決定に係る議事録・稟議書・財務情報等の重要文書や情報の保存・管理等につき「文書管理規程」をはじめとした各種規程に定め、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
- ・取締役・執行役員が必要に応じてこれらの文書等を閲覧可能な状態を維持する。
- ・電磁的方法で記録・保存された文書等については、管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに外部からの不正アクセス防止措置を講じる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの企業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減および未然防止に努めるとともに、リスクが発生した場合の対策・是正体制を整備する。
- ・各担当部署にて、「与信管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護管理規程」をはじめとした各種規程を制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配付により周知徹底するとともに継続的な整備・見直しを実施する。
- ・当社グループのリスクの状況の監視およびリスク対応は、管理系部署および業務企画部が連携して行うものとする。
- ・新たに生じたリスクについては速やかに担当部署を定め対応する。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・意思決定の規程として「権限規程」を定め、取締役会、社長をはじめとする各職制の決定権限を規定する。
- ・効率的な職務の執行のため、社長決定に向けての審議機関として、執行役員を構成員とする「執行役員会」を設置する。
- ・取締役会は監査等委員である取締役を含む取締役で構成し、各取締役・執行役員の業務分担を定め、各業務執行取締役・執行役員は「業務分掌規程」に基づき、自らの担当組織・担当子会社を管理・監督する。
- ・業務執行取締役・執行役員と使用人が共有する当社グループの目標を定め、この目標に基づく各部署・子会社の業績目標と予算を設定し、適時な業績管理を実施する。
- ・取締役会および執行役員会による月次業績の解析と改善策を実施する。
- ・業務事務効率化・経費合理化プロジェクトを設置し、あらゆる業務運営における活性化・効率化を推進する。

5. 当社グループおよび親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の経営においては、自主性を尊重しつつ、業務の整合性確保と効率的遂行のため、「関係会社運営規程」、「海外店運営規程」を制定する。
- ・業務執行取締役・執行役員・各部長は、所管事業分野に相応した子会社の業務遂行の適正を確保する体制を確立し運用する。
- ・子会社の業務遂行の適性を確保するため、関連諸規程に基づき、経営の重要な事項に関しては、当社の事前承認や協議が行われる体制を確立する。また、業績については定期的に、重要な事項が発生した場合は適宜、報告が行われる体制を確立する。
- ・「業務監査規程」に基づき、社長が指名する監査チームは、内部監査を実施し、各子会社の業務遂行の適法性・妥当性・効率性を監査する。その結果を担当部署に報告し、担当部署は必要に応じて、改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ・親会社の東レ株式会社との関連事業本部と定期的に情報交換を行い、法令遵守上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専任スタッフを配置する。また、業務監査部は、監査等委員会を補助する。
- ・監査等委員会の専任スタッフおよび監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた業務監査部の使用人は、監査等委員の指示に従って、その職務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員・業務監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ・当該専任スタッフおよび使用人の人事異動・評価等については、監査等委員会と事前に協議するものとする。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの業務執行取締役・執行役員および使用人は、監査等委員会からの要請に応じて、職務の執行に関する事項を報告する。

- ・監査等委員が、取締役会ほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席する体制とする。
- ・内部監査実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、コンプライアンス上重要な事項などを監査等委員会に速やかに報告する体制を整備し、監査等委員会へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が定めた監査方針・監査計画に従い、監査等委員が各取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員および重要な使用人と個別面談を実施するとともに、社長との定期的な情報交換の場を設ける。
- ・監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、その他外部アドバイザー等の専門家を任用し、監査業務に関する助言を受けられる体制を確保する。
- ・監査等委員会がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「企業行動指針」および全役職員に徹底している「蝶理株式会社行動マニュアル」において、反社会的勢力に対しては断固として対決する旨を明文化しております。また、人事総務部を対応統括部署とし、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集・管理、および社内への周知・注意喚起などを行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

The diagram illustrates the internal control system of a consolidated company. At the top is the **株主総会** (Shareholders' Meeting). Below it are the **取締役会** (Board of Directors) and the **監査等委員会** (Board of Corporate Auditors). The **取締役会** includes **監査等委員でない取締役** (Non-auditor directors) and **監査等委員である取締役** (Auditor directors). The **代表取締役** (Representative Director) is selected by the **取締役会**. The **業務監査部** (Business Audit Department) reports to the **代表取締役** and the **監査等委員会**. The **法令遵守委員会** (Legal Compliance Committee) is supervised by the **代表取締役**. The **執行役員会** (Executive Committee) and **営業・管理各部** (Business Management Department) are part of the **業務執行** (Business Execution). The **グループ各社** (Group Companies) are supported by the **営業・管理各部**. The **会計監査人 (監査法人)** (Accounting Auditor (Audit Firm)) is engaged by the **監査等委員会** for **監査** (Audit). The **内部監査** (Internal Audit) is conducted by the **業務監査部** and the **営業・管理各部**.

概要

- 決定事実に関する情報
- 決算に関する情報
…発生後速やかに開示

概要

- 取引所からの会社情報に関する照会に対する対応
- … 情報取扱責任者に報告の上、関係部署へ確認後、回答

取締役会

情報取扱責任者

代表取締役

委託

リスク管理部門

取締役会事務局

広報担当部門 (経営政策部)

子会社統括部門

報告

指示

確認

照会

適時開示(※)

以上